

屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などをいいます。

秋田市では、屋外広告物の表示の場所や方法などについて必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、秋田市屋外広告物条例を定めています。

■ 広告物の種類 (*：発光装置又は照明装置を有するものを含む)

広告物の種類		定義		
①	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件に貼り付けて表示するもので、立看板およびはり札以外のもの	簡易 広告物	
②	はり札等	ベニヤ板、プラスチック板その他これに類するものに表示し、又は紙等を貼り付けて表示し、容易に取り外すことができる状態で建物その他の物件に取り付けて、表示し、又は設置するもの		
③	立看板等	木製等の枠に紙、布等を貼り、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙等をはり、容易に取り外すことができる状態で立て、又は建物その他の物件に立て掛けて表示し、又は設置するもの		
④	幕	布等により表示し、又は設置するもので、はり紙、はり札、立看板および旗以外のもの		
⑤	旗	布等を旗ざお等に取り付け、当該旗ざお等により広告物等を支えて、表示し、又は設置するもの		
⑥	アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの		
⑦	広告塔 又は 広告板	1) 野立広告塔 *	支柱を地上に定着させ、設置されるもので、表示面が柱状又は塔状のもの	野立 広告物
		2) 野立広告板 *	支柱を地上に定着させ、設置されるもので、表示面が板状のもの	
		3) 屋上広告塔 *	建築物の屋上に設置されるもので、表示面が柱状又は塔状のもの	屋上 広告物
		4) 屋上広告板 *	建築物の屋上に設置されるもので、表示面が板状のもの	
		5) 突出広告板 *	建築物又は工作物の壁面に取り付けられる突出状のもの	
		6) 壁面広告板 *	建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のもの	
		7) アーチ *	道路の上空を横断するもの	
		8) 袖形看板	電柱その他の柱類に取り付けられる突出状のもの	電柱 広告物
		9) 巻付看板	電柱その他の柱類に巻き付けられるもの	